

申出は  
お済みですか？

# 養育特例

養育特例とは、産休や育休の取得、育児短時間勤務などにより標準報酬月額が減少した場合、本人からの申出により、子の養育前の標準報酬月額で将来の年金を算定し年金額の減少を防ぐ制度です。

## 対象者 3歳未満の子を養育している組合員

夫婦がともに組合員である場合は、2人とも対象となります。

## 対象期間 3歳未満の子を養育することとなった日の属する月から、次のいずれかに該当した日の翌日の属する月の前月まで

- 子が3歳に達したとき ● 組合員の資格を喪失したとき
- 他の3歳未満の子（養育特例を受けることとなる子）を養育することとなったとき
- 子が死亡したとき、または養育しないこととなったとき
- 産前産後休業もしくは育児休業による掛金免除を受けたとき

## イメージ図 育児短時間勤務により養育特例が適用される例



育休等終了時改定後の標準報酬月額が26万円に減少した場合でも、養育特例の申出により、子の出生日の前月の標準報酬月額(32万円)が保障されます。

## 手続き

『養育期間標準報酬月額特例申出書』に次の書類を添付して、所属所の共済事務担当課に提出してください。

申出書は、[こちら](#)に掲載しています。

### 申出者が世帯主である場合

令和4年12月より、日本年金機構の取扱いに合わせて、申出者が世帯主である場合の必要添付書類が変更となりました。

世帯全員の住民票

### 申出者が世帯主でない場合

戸籍謄本  
(または養育する子の戸籍抄本)  
+  
世帯全員の住民票

世帯全員の住民票は、以下のAまたはBの書類に代えることができます。

A	または	B
申出者の マイナンバーカードの 両面のコピー		申出者のマイナンバーが 確認できる書類のコピー (個人番号通知書や個人番号が 表示されている住民票などのコピー)
		申出者の身元が確認できる 書類のコピー (運転免許証や パスポートなどのコピー)

届出が遅れた場合でも、届出日から2年間は遡って適用することができますので、申出していない方はお早めに申出書を提出してください。